

4 職員の休業に関する状況

(1) 自己啓発等休業

自己啓発等休業は、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として設けられている制度です。職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のために、3年を超えない範囲内の期間において、休業することができます。

令和4年度における取得者数は、次のとおりです。

区 分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
合 計	0人

(2) 配偶者同行休業

配偶者同行休業は、女性の登用の促進及び男女の仕事と子育て等の両立支援の観点から、配偶者の転勤に伴う離職への対応策として設けられている制度です。職員は、外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活を共にするために、3年を超えない範囲内の期間において、休業することができます。

令和4年度における取得者数は、次のとおりです。

区 分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
合 計	0人

(3) 育児休業

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（120分を限度）について勤務しないことができる部分休業制度があります。

令和4年度における取得者数は、次のとおりです。

区 分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	うち両休業取得者数
男性職員	8人	1人	0人
女性職員	10人	11人	0人
合 計	18人	12人	0人

※ 同一の者が複数回にわたって育児休業を取得した場合、その数を1として計上しています。
令和4年度に子が出生した職員は、男性13人、女性8人です。